

# 「第二次児童ポルノ排除総合対策」取組状況（概要）

平成 26 年 6 月 17 日  
児童ポルノ排除対策 WT

## I 児童ポルノ事犯の情勢（平成 25 年中）

- 平成 25 年中の児童ポルノ事犯の送致件数・人員は、1,644 件（前年比 3.0%増）、1,252 人（前年比 1.3%減）であり、このうち、インターネット関連事犯は 83.6%。特に、ブロッキングの対象とならないファイル共有ソフトを利用した事犯の送致件数は、507 件（前年比 2.3%減）と引き続き高水準を推移。児童ポルノ事犯の被害児童の約 4 割は、抵抗するすべを持たない低年齢児童（小学生以下。年齢鑑定で「可能性あり」と認定されたものを含む。）。
- 児童ポルノ事犯を通じて新たに特定された被害児童数は、646 人（前年比 21.7%増）と過去最多。このうち、低年齢児童は、92 人（前年比 26.0%増）であり、これらの低年齢児童に係る児童ポルノの約 7 割が、強姦や強制わいせつ的手段によって製造。また、約 2 割が自画撮りさせてメールで送らせることで製造。
- 新たに特定された被害児童の約半数が、スマートフォン又は携帯電話といったモバイル端末を使用して被害。携帯電話（スマートフォンを除く）を使用して被害に遭った児童は、120 人で、前年比約 4 割減少。スマートフォンを使用して被害に遭った児童は、211 人で、前年比約 4 倍に増加。

## II 主な取組状況（平成 25 年 5 月から平成 26 年 4 月まで）

### ■ 1 児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進

- 平成 25 年 11 月、国民運動を官民一体となって推進するため、児童ポルノ排除対策推進協議会を開催したほか、「児童ポルノの流通・閲覧防止の強化」をテーマに公開シンポジウムを実施。【内閣官房、内閣府、警察庁等関係 9 省庁】
- 「児童虐待防止推進月間」（11 月）・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7 月）等の各種月間や「女性に対する暴力をなくす運動」（11 月）において、ポスターやリーフレットを作成・配布するなど、広報活動を推進。【内閣府、警察庁、厚労省等】

### ■ 2 被害防止対策の推進

- 非行防止教室、ネットモラルキャラバン隊、インターネット安全教室等の啓発事業において、PTA 等の関係機関・団体と連携し、青少年のインターネットの適切な利用について啓発活動を推進。また、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に合わせて、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、集中的にフィルタリング等の普及啓発活動を実施。【内閣府、警察庁、総務省、文科省、経産省等】
- インターネットの危険性及び適切な利用について保護者に対する普及啓発を強化するため、保護者向けの啓発パンフレットを作成・配布したほか、全国 8 か所で「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催。【内閣府】

### ■ 3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進

- 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会（ICSA）から、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）48社、検索エンジンサービス事業者3社、フィルタリング事業者3社（いずれも平成26年4月1日現在）に対して児童ポルノ掲載アドレスリストが提供され、流通防止措置を推進。  
【警察庁、総務省、経産省】
- ICSA 及び一部 ISP の協力を得て、平成26年4月からファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止に向けた取組を開始。【警察庁】
- 精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うための実証実験を実施。【総務省】

### ■ 4 被害児童の早期発見及び支援活動の推進

- 児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導する「サイバー補導」を全国で実施。【警察庁】
- 児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を公立小中学校（約2万4千校）に配置するほか、教育分野に関する知識や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを都道府県・指定都市・中核市に配置するなど、相談体制を充実強化。【文科省】

### ■ 5 児童ポルノ事犯の取締りの強化

- 低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯など、悪質な事犯に対する取締りを強化。特にファイル共有ソフトネットワークについては、P2P観測システムにより、継続的に観測するなど取締りを推進。【警察庁】
- インターネット利用事犯に係る悪質なサイト管理者等の関連事業者に対する刑事責任の追及等を推進。【警察庁】
- 厳正な科刑の実現に向けた児童買春・児童ポルノ禁止法等の積極的な適用。【法務省】

### ■ 6 諸外国における児童ポルノ対策の調査等

- 平成24年12月に開催された「オンラインの児童の性的搾取に対する世界的連携の設立のための閣僚会合」の参加国として、日本における取組結果及び取組事項を取りまとめ、報告書を作成。【内閣府・警察庁・法務省・外務省】
- G8 各国及び EU 等における国内法制上の児童ポルノの定義及び児童ポルノ事犯の実態等に関する調査を実施。【外務省・警察庁】

## III 当面の課題

- スマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境が大きく変化する中で、児童ポルノ事犯の送致件数・被害児童数が過去最多を更新するなど、児童ポルノをめぐる情勢は極めて憂慮すべき状況。
- このような状況を踏まえ、平成25年5月に策定した「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、引き続き児童ポルノの根絶に向けて総合的な対策を強力に推進する必要がある。